

草加市介護予防・日常生活支援総合事業Q&A

サービスの利用、内容について

番号	質問等	回答
1	<p>・訪問介護で現行相当と多様なサービスの混合をあえてする理由やメリットは何か。</p>	<p>・利用者の状態像によりますが、週2回、現行相当のサービスを入れている場合、例えば週1回は身体介護が必要で、もう1回は生活援助で入っているのであれば、その生活援助が多様なサービスで代替可であれば、利用者(経済的)負担が多少は軽減されます。 ・また、多様なサービスができることで、利用者の状態像、希望に応じたサービスの選択の幅が広がるのがメリットではないかと考えます。 (市として、混合することを推奨しているわけではありません。多様なサービスが新設されることで、これまでできなかったサービスの提供が可能になると考えています。)</p>
2	<p>・草加市に住所地があり要支援の認定を受けている方が八潮市の地域密着型通所を利用していた場合、要支援認定を受けている間は利用できるが(更新で要支援認定が下りた場合も含む)、チェックリストで総合事業対象者になった場合は八潮市の地域密着型介護をそのまま利用することはできないという認識でよいか。同様に他市の予防通所介護(通常規模)もチェックリストでの事業対象者の受け入れは不可となるのか。</p>	<p>・地域密着型通所介護は、介護事業所としての指定であり、介護予防の事業所としての指定は、平成29年度末までは、有効となっているため、地域密着型通所介護事業所であっても、要支援者の受け入れは、可能となっています。 ・平成29年4月以降は、平成27年3月31日までに介護予防の事業所としての指定を受けている事業所は、平成30年3月31日までは、「みなし指定」として、市に指定の申請を行わなくても、総合事業の事業者としての指定を持っていることになり、平成27年4月1日以降に指定を受けた場合は、「みなし指定」が適用されず、平成29年4月1日以降の市の指定を受ける必要があります。 ・そのため、その八潮市(もしくは他市)の事業所が草加市の総合事業の事業所としての指定を受ければ、要支援者、事業対象者であれば受け入れが可能です。 ・受け入れができない場合は、その事業所が草加市の指定は受けられない場合。 ・他市の事業所が地域密着型通所介護であった場合、要支援認定・事業対象者から要介護認定になった場合は、利用ができなくなります。</p>
3	<p>・介護認定を受けずにチェックリストで総合事業対象者になった方は現行相当のデイに行くことは本当に可能なのか。</p>	<p>・可能です。 ・事業対象者は、予防給付に残るサービス(訪看、福祉用具レンタル等)は利用できないという制限はありますが、要支援認定に準ずる資格を持っている方ですので、現行相当の訪問・通所サービスは利用できます。</p>
4	<p>・住民票は市内にないが、実態として市内で生活している人の場合、総合事業は利用できるのか。</p>	<p>・現行相当のサービスは利用できますが、多様なサービスについては、利用できません。 ・現行相当のサービスについても、その利用者の保険者(他市町村)が、草加の事業所を指定する必要がありますので、具体的にはその保険者にご確認をお願いします。 ・逆に、草加市の方が、他市町村の訪問・通所を利用している場合は、草加市がその事業所を指定しなければいけませんので、そういった事業所があれば、ご連絡をお願いします。</p>

番号	質問等	回答
5	<p>・要支援1で川口のデイサービスに行っている方がいるが、総合事業に移行される時どうなるか。</p>	<p>・その事業者が草加市の総合事業の指定を受ければ引き続き利用できます。</p> <p>・草加市内、市外の事業所に関わらず、草加市の要支援者等を受け入れる場合には、草加市の総合事業の指定を受ける必要があります。</p> <p>・逆に、他市の被保険者を草加市市内の事業所が受け入れている場合は、その被保険者の保険者(市町村)の指定を受ける必要があります。</p> <p>・なお、(草加市の総合事業の指定を受けている)他市の事業所が地域密着型通所介護の場合は、利用者が要支援の間は利用できますが、仮に要介護になった場合には、引き続き地域密着型通所介護の利用はできませんので、ご注意ください。</p>
6	<p>・要支援1・2の日割りについて、通常は、1月つきの単位で計算し、月の途中で区分変更等があった場合のみ適用されるか。日割りで計算するという場合は、どういう場合か。</p>	<p>・要支援1・2の方の日割りについては、これまでの取扱いと変更ありません。取扱いは以下の通りです。</p> <p>区分変更等により、月途中から要介護から要支援、要支援から要介護、要支援1から、要支援2、要支援2から要支援1になった場合</p> <p>同一保険者内で、月途中で事業所が変更になった場合。</p> <p>月途中で事業所が閉鎖等になった場合</p> <p>月途中で、グループホーム、有料老人ホーム(介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設)等に入所した場合 など</p>
7	<p>・総合事業において、出来高の単位というものがあるが、こういった場合に請求するのか。</p>	<p>・総合事業の出来高単位については、平成29年度の総合事業の実施に併せて創設されるものです。</p> <p>・原則的には、今までどおりの包括単位(1月の単位)での請求となりますが、総合事業が実施され、いわゆる「多様なサービス」創設されることで、現行のサービスと多様なサービスを一月の中で一緒に利用するケースが出るのが想定されます。そうした場合に、1月分の包括単位にすると利用者の負担額が高くなってしまいます場合には、出来高単位を利用することになります。</p> <p>詳しくは、別添をご覧ください。</p>

指定等の手続きについて

番号	質問等	回答
8	<p>・みなし指定等の指定有効期間が、平成30年3月31日だが、それ以降はどのような手続きになるか。</p>	<p>・みなし指定を受けた事業所等については、平成30年4月以降も事業を継続する場合には、総合事業の指定の更新を受ける必要があります。(指定の更新については、平成30年度にご案内します。)</p> <p>・草加市外の市町村の被保険者が利用している事業所については、当該他の市町村の指定更新も必要となります。(そういった利用者がいる場合には、その利用者の市町村に指定更新について問い合わせてください。)</p>
9	<p>サービスの廃止(又は休止)の届出書は、H29年度の更新の案内が来てからの提出でよいか。また、新規受付ができないので、その際は書類上の手続きは必要か。</p>	<p>・当該利用者の認定有効期間内は、従来の「介護予防訪問介護」としてのサービス提供は可能ですが、認定有効期間終了後は、当該利用者は総合事業に移行するため、その認定有効期間以降も当該利用者を受け入れる場合には、みなし指定を受けていることになります。</p> <p>・そのため、新規受付をしない場合には、平成29年4月にサービスの廃止する旨の届出書を市に対し提出していただくことになります。</p> <p>・次年度の更新のタイミングまで廃止届を提出しない場合には、提出するまでの期間(H29.4～H29.3)は、総合事業の利用者でも受け入れなくてはなりません。</p> <p>(当該期間に廃止届を出さない状況で、事業者の判断で要支援者等を受け入れないのは、運営基準違反になりますのでご注意ください。)</p>
10	<p>H27.3.31までに指定を受けており、H29年度中の指定更新となるが、その更新と併せて総合事業の指定更新を行うことは可能か。 H30.4.1まで待たなければならないか。</p>	<p>・事前の指定更新については、制度上、また、市の指定事業者の管理業務に支障をきたす恐れがあるためできません。</p> <p>・平成29年3月31日までに指定を受けている「みなし指定」の事業所につきましては、平成30年2月頃に通知を送付させていただきますので、通知を受けたタイミングでの更新をお願いします。</p>

定款、契約、重要事項説明など

番号	質問等	回答
11	<p>・事業の目的として、定款へ位置付ける際には事業名としてどのように記載するのが、適切か。</p>	<p>「介護保険法に基づく第1号事業」の用語を使用すれば、総合事業の訪問、通所、介護予防ケアマネジメントのすべてが網羅されております。 (草加市の被保険者しか受け入れない場合で、)具体的に、草加市の名称を使う場合には、「草加市地域支援事業実施要綱に定める介護予防訪問介護相当サービス(介護予防通所介護相当サービス)」、「草加市地域支援事業実施要綱で定める介護予防ケアマネジメント事業」としてください。 どちらを使用して問題ありませんが、は全てのサービスを網羅し</p>
12	<p>・社会福祉法人で、第二種社会福祉事業として、「老人福祉居宅介護等事業」、「老人デイサービス事業」という老人福祉法の名称を規定している場合、定款変更は必要か。</p>	<p>・介護保険法の改正に併せ、老人福祉法も改正され、「老人居宅介護等事業」の定義には、「第1号訪問事業(草加市における介護予防訪問介護相当サービス)」、「老人デイサービス事業」の定義には、「第1号通所事業(草加市における介護予防通所介護相当サービス)」が含まれているため、定款変更の必要はありません。</p>
13	<p>・総合事業になり、運営規程や契約書等を変更する必要があるのか。 ・必要な場合、どのような文言を使用するのか。</p>	<p>・運営規程、契約書、重要事項説明書については、提供サービスが変わるため、変更の必要があると考えます。 ・事業名称については、以下の名称を参考にしてください。 「第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)」 「第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)」</p>
14	<p>・現在使用している契約書等の中に、「総合事業」も含めた様式として差し支えないか。</p>	<p>・差し支えありません。 [例:訪問介護及び介護予防訪問介護サービスと記載している場合] ・平成29年度:「訪問介護、介護予防訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービス」 ・平成30年度以降:「訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービス」</p>
15	<p>・介護予防訪問介護を利用している利用者が、介護予防訪問介護相当サービスの利用に移行された場合、契約書は改めて取り交わす必要があるか。</p>	<p>・原則としては、改めて取り交わすことが適切と考えます。 ・ただし、事業所の判断及び利用者の同意があれば、読み替える文書(1枚の紙)に署名等を取るといった形でも良いと考えています。</p>
16	<p>総合事業の指定を受けない場合、現在の利用者への連絡は、H30.1頃の告知でよいか。</p>	<p>・当該利用者が、引き続き介護予防訪問介護相当サービスの利用を希望する場合には、告知だけではなく、地域包括支援センター等の関係機関等を調整を図り、継続的にサービスを受けるようにすることが義務となっています。 ・そうしたことを踏まえた上であれば、当該月の告知で問題はありません</p>

請求、その他

番号	質問等	回答
17	介護予防を利用している現在の利用者に対しては、H30.3まで現行通りの請求の仕方の良いという認識が良いか	<p>・現行の介護予防給付の請求につきましては、当該利用者の認定有効期間が平成28年度中に認定された有効期間内までです。</p> <p>・平成29年度中に更新等により、認定有効期間が切り替わるタイミングで総合事業の対象者となりますので、平成27年3月31日以前に都道府県等の指定を受けている場合は、「みなし指定」のサービスコードで請求し、平成27年4月1日以降に都道府県等の指定を受けた場合は、「草加市独自」のサービスコードで請求することになります。(みなし指定と草加市独自の単位数は同じです。)</p> <p>・そのため、利用者の認定有効期間及び事業所の指定時期によって請求方法は異なりますので、ご注意ください。</p>
18	地域密着型通所介護サービスのサービスコードは関係あるのか。	<p>・関係ありません。(地域密着型通所介護サービスは、介護1～5の方へのサービスであり、総合事業の介護予防通所(訪問)介護相当サービスは、要支援1・2、事業対象者の方へのサービスのため、サービスコードは別物です。)</p>
19	訪問型サービスAについて、提供者に営利法人が含まれるか。	<p>・訪問型(通所型)サービスAの実施主体について、特に法人の種類や法人格の有無は条件になっていないため、営利法人であっても、草加市の訪問型(通所型)サービスAの基準や単価で実施可能であれば、参画可能です。</p> <p>・草加市においては、訪問型(通所型)サービスAの実施主体は、主に地域で活動する団体等を想定しており、現在の介護事業所に実施をお願いすることは現時点で考えておりませんが、各事業者、法人等の考え方で参画したいと希望があれば、ご相談ください。</p> <p>(原則的な考え方としては、多様なサービスは、今後増加するサービス利用者に対応するため、現在の介護保険事業者以外の担い手を増やしていくことも目的となっており、草加市としては、現在の介護保険事業者に訪問型(通所型)サービスAを実施をお願いすることは、その趣旨に沿うものではありませんので、積極的に介護保険事業所をお願いすることは検討しておりません。)</p>
20	総合事業で、基本チェックリストを経て事業対象者になった場合、すぐにサービスの利用は可能か。(基本チェックリストで申請してから、サービス開始できるまでの期間は)	<p>・基本チェックリストを実施した日から実施可能です。(ただし、現実的には、利用する事業所等の調整が必要であると思われるので、実際には、その調整後から利用開始になると考えられます。)</p>